

運用指針

第2条①-イ

地権者、関係機関などへの提案及び協議

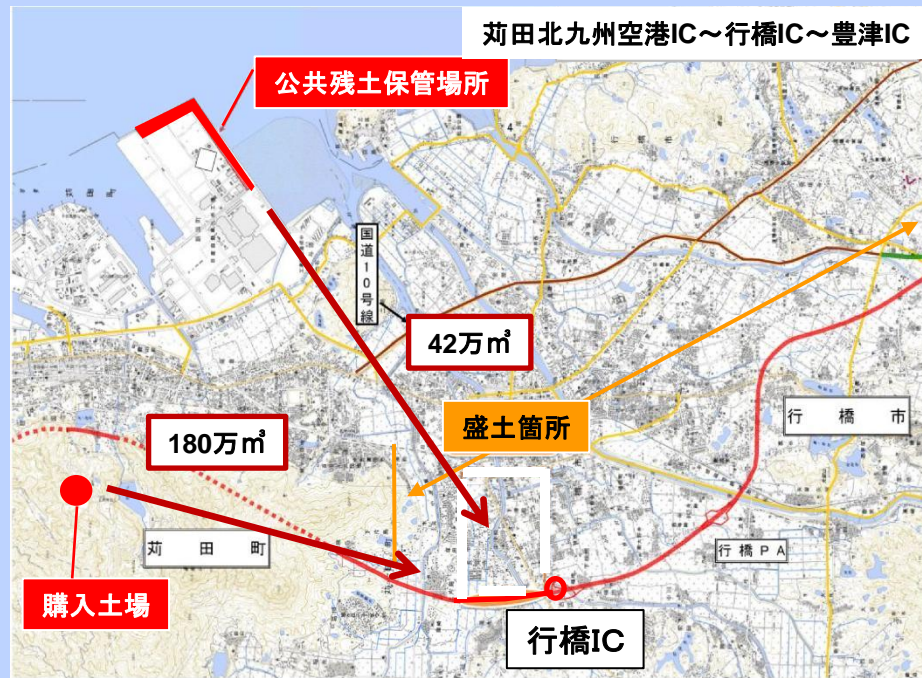
地元との協議による隣接地土砂採取場の確保

カンダ キタキョウシュウクウコウ ユクハシ
(東九州自動車道 苅田北九州空港IC～行橋IC)

ユクハシ トヨツ
(東九州自動車道 行橋IC～豊津IC)

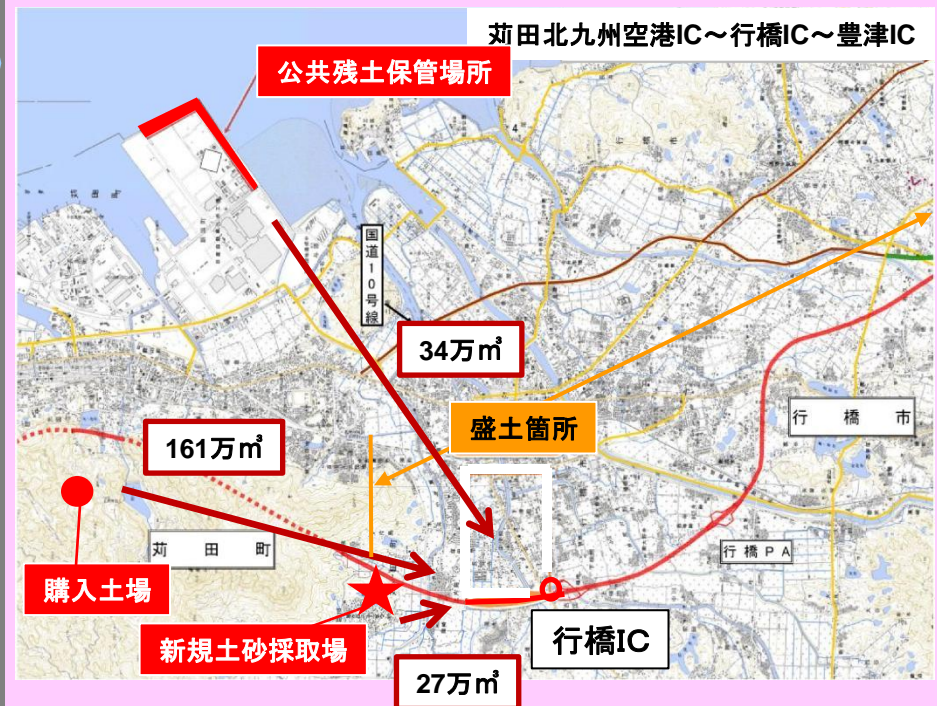
当初計画

- ・当該工区は客土工区
- ・公共残土及び購入土の調達で計画



経営努力による変更

- ・本線隣接地から土砂を採取することを検討
- ・土地所有者、周辺住民との協議を実施
- ・土砂採取に必要となる林地開発許可に係る一連の手続きをNEXCOが実施
- ・本線隣接地から土砂を採取することにより盛土費を縮減



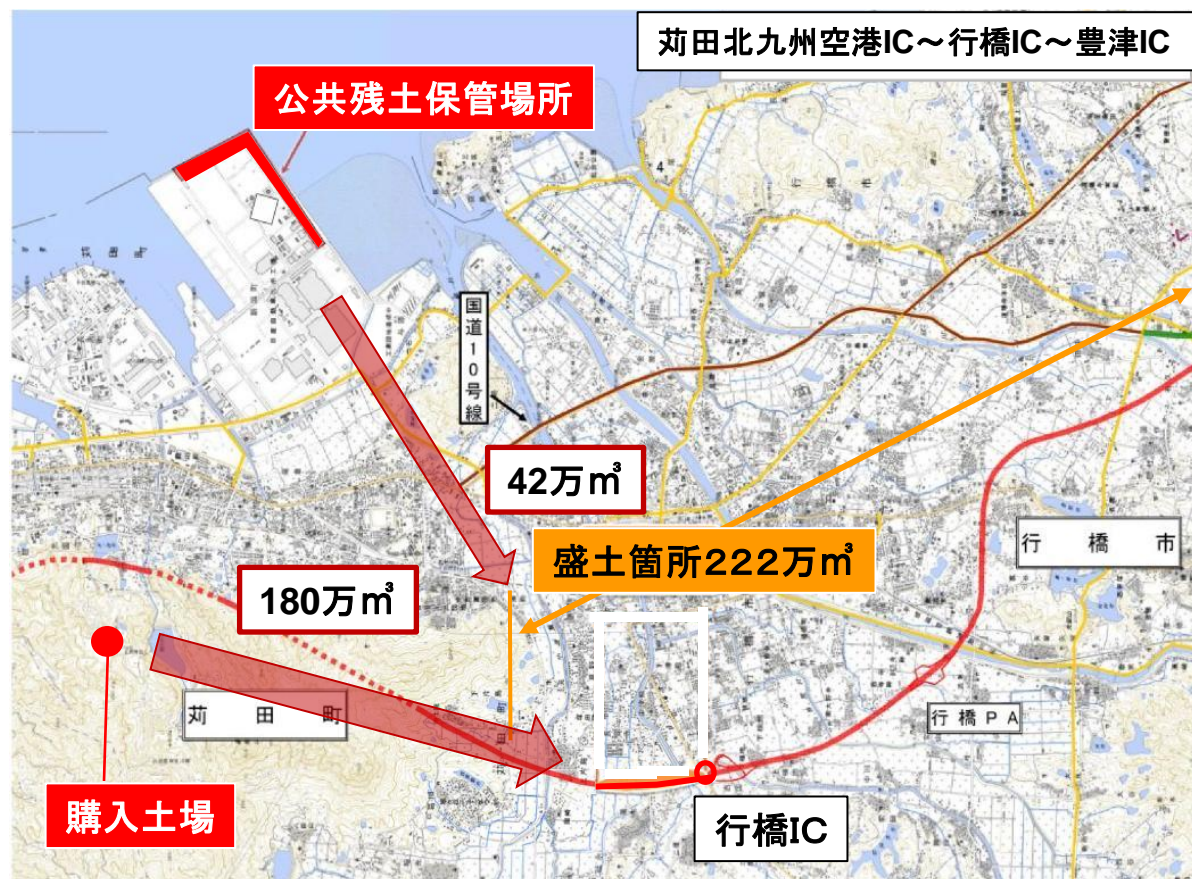
東九州自動車道 苅田北九州空港IC～行橋IC～豊津IC の路線概要



- ・東九州自動車道は、福岡県北九州市を起点として、大分・宮崎・鹿児島各県を結び、鹿児島市に至る延長約436kmの高速道路
- ・このうち苅田北九州空港IC～行橋IC～豊津IC間は、供用中の北九州JCT～苅田北九州空港ICの延伸区間であり、並行する一般国道10号等と一体的に機能することにより、地域間交通の円滑化に寄与し、効率的で信頼性の高いネットワークの充実を図る区間

当初計画

- ・当該工区は客土工区
- ・公共残土及び購入土の調達で計画



土砂採取場の見直し検討①

コスト削減を図るため、盛土箇所から近い位置に土砂採取場を確保できないか検討

- ・盛土箇所から近いところに土砂採取場がないかを継続的に調査



- ・本線隣接地に土砂採取可能地があることを確認



土地所有者と協議を実施(JH時)

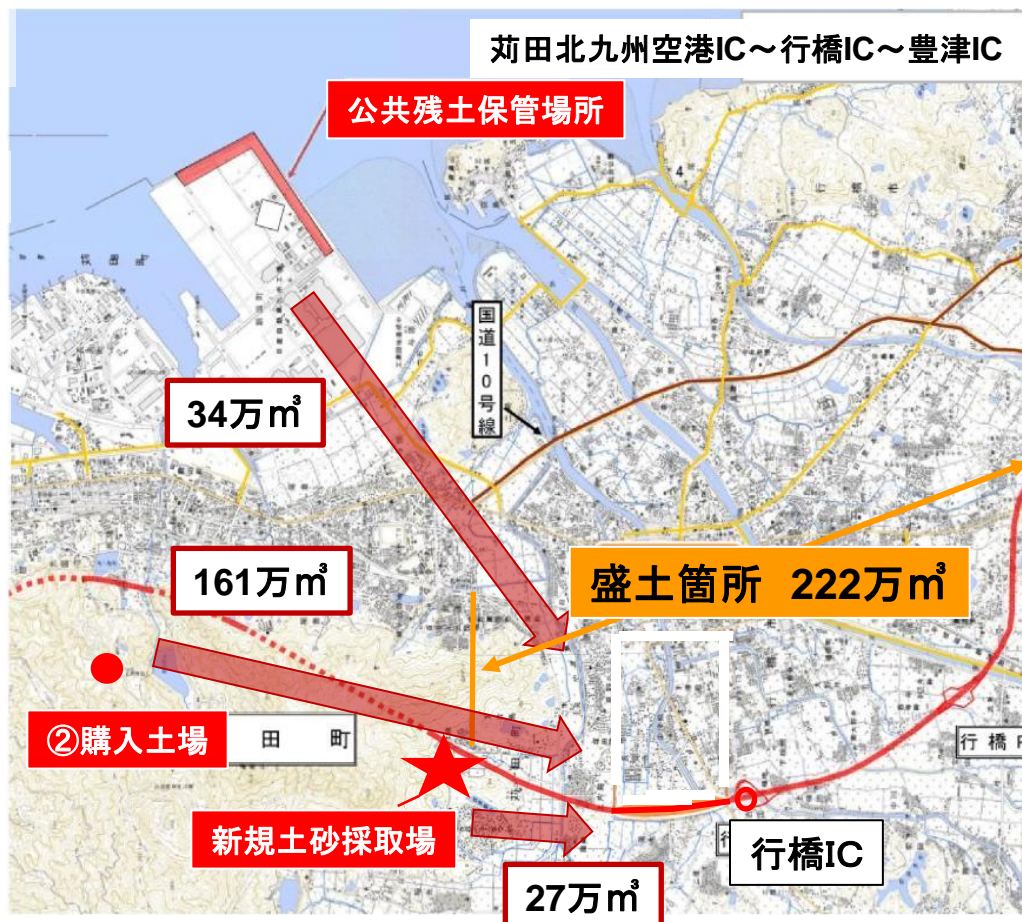
- ・土地所有者としても土砂採取後の形状のほうが将来の土地活用が有利
- ・土地所有者から土砂採取の了解を得る
(跡地に植樹が必要な旨も説明)



土砂採取に必要な土地も本線の林地開発許可に含めて申請

※森林法 第十条二 (抜粋)
(開発行為の許可)

地域森林計画の対象となっている民有において開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。



※公共残土の使用数量の減は、他事業との調整によるもの

土砂採取場見直しの課題と対応①

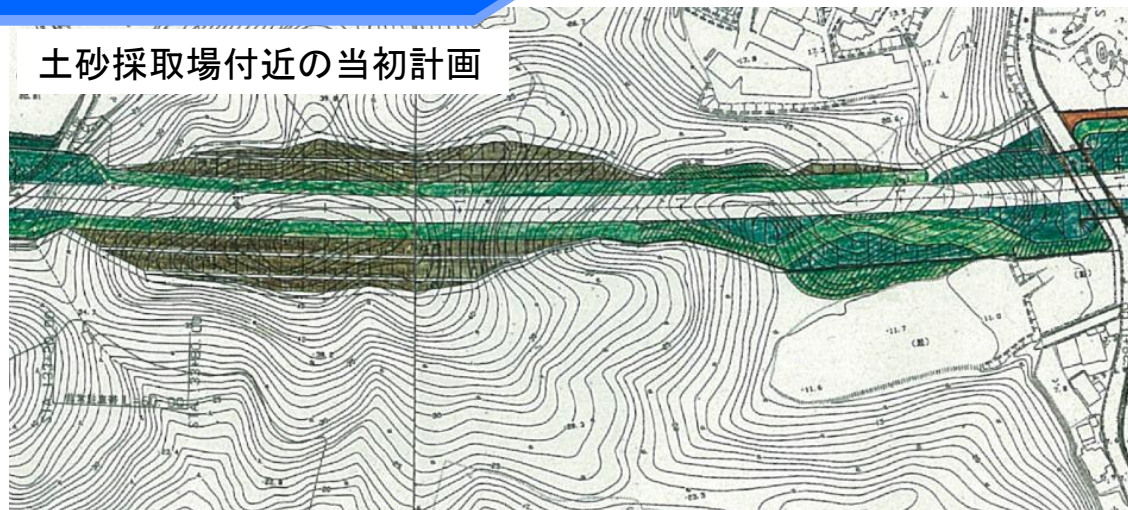
【林地開発許可申請に関する課題】

・県との協議の中で、土砂採取場用の調整池の設置が許可の条件となる

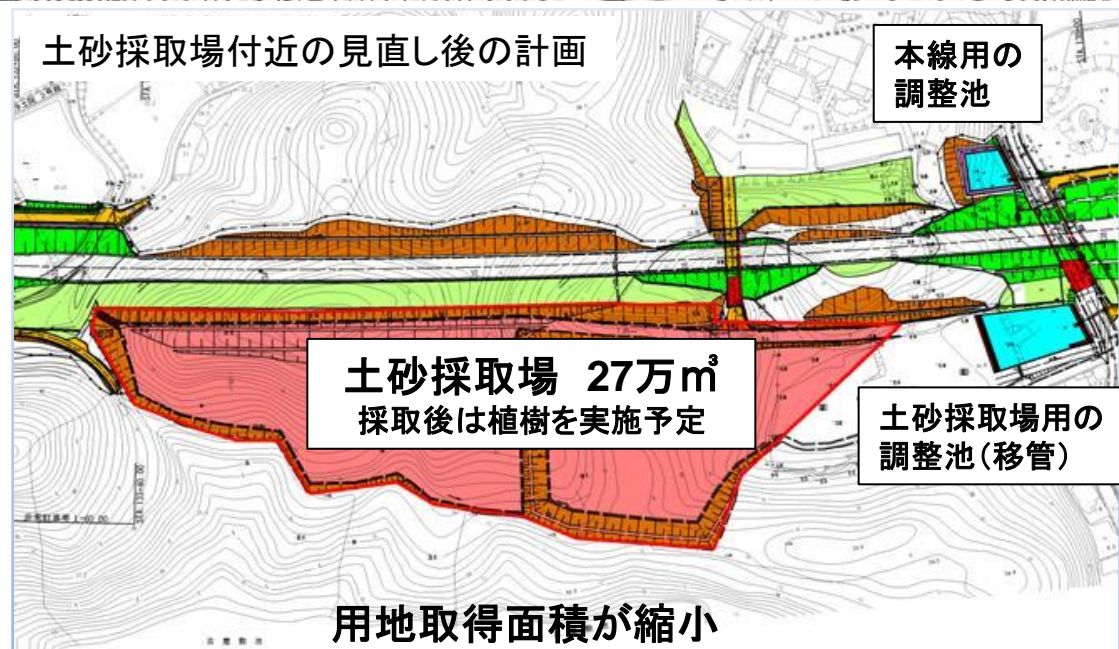
土砂採取場用の調整池の設置

- ・調整池について土地所有者と協議(5回)
- ・調整池は、土地所有者の敷地内にNEXCOが工事し、管理者は土地所有者とすることで了解を得る

土砂採取場付近の当初計画



土砂採取場付近の見直し後の計画



土砂採取場見直しの課題と対応②

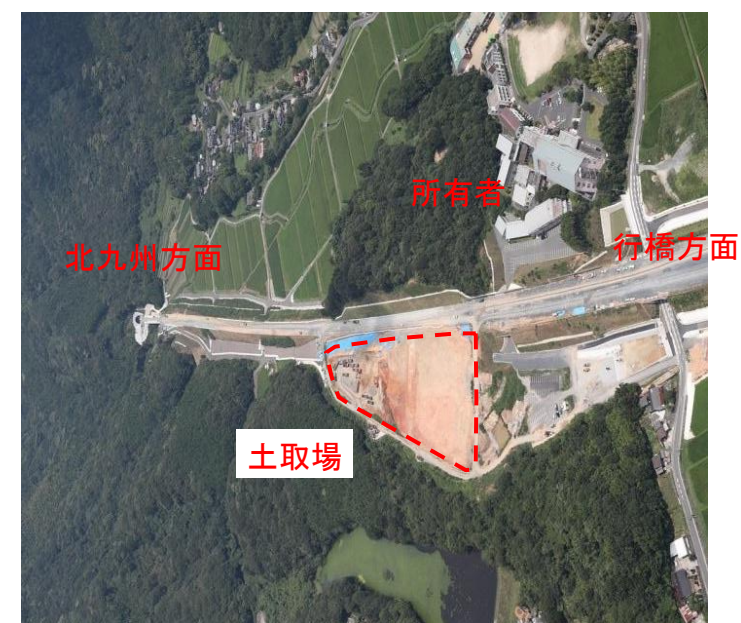
【土運搬に関する課題】

周辺住民の同意

- ・区長、周辺住民との協議を粘り強く実施
- ・環境悪化に対する強い懸念を示している地区であり、また、工事中に地区道路が土運搬路となる周辺住民の懸念に対し、**地区道路への工事車両進入を抑制し粉じん対策を行うことで同意を得る**

【協議経緯】

- 平成17年1月 土砂採取に関する土地所有者の了解を得る
盛土材料の採取に関する協定の締結
- 平成17年12月 林地開発許可申請(本線+土取場)
- 平成18年3月 **当初協定締結(会社・機構)**
- 平成18年9月
～平成19年3月 土砂採取場、調整池の設計
- 平成18年12月 **調整池の流末に関する地元協議開始**
(高速道路本線の設計協議に併せて実施)
- 平成20年3月 **設計協議確認書締結**
- 平成20年6月 林地開発許可



本線隣接地に土取場を確保することにより盛土費を縮減

地元と協議し同意を得て、本線隣接地に土取場を確保したことは、
会社の主体的な提案及び協議によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請された会社の経営努力》

本線隣接地に土取場を確保することにより盛土費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議